

災害等情報（詳報）

鉱 種：けい石	鉱山の所在地：愛知県					
災害等の種類：（坑外）墜落	発生日時： 平成26年5月2日（金） 6時20分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 46歳、ダンプトラック運転手(非鉱山労働者)、勤続年数：3ヶ月、 担当業務経験年数：3ヶ月						
罹災程度：左足挫傷、左第5中足骨折						
【概要】 罹災者は、砕鉱場のベルトコンベア（BC）より採石製品をダンプトラックに積み込むため、ダンプトラックをBC下に停車させ、次にBC稼働スイッチを入れるため高さ約1.1mの階段（4段ステップ）を上り、BC稼働スイッチのボタンを押してBCを稼働した。その後、ダンプトラックの荷台にバランスよく積み荷するため運転席に戻ろうと登ってきた階段を下りたところ、下から3段目のステップで左足を滑らせ、そのまま左足から地面まで墜落し罹災した。（左足を滑らせた階段の3段目から地面までの高さは約70cm程度）。 なお、罹災者は、階段を下りる時に両手は空いていたものの、手摺りに捕まっていたいなかった。						
【原因】 ○階段のステップには碎石が散逸し、滑りやすい状態であった。 ○階段を降りる際に片側に手摺りがあったが使用しなかった。						
【対策】 ○階段のステップの幅・奥行を広げ、両側に手摺りをつけ昇降しやすい構造にした。 ○清掃用具及び清掃を促す注意喚起の看板を設置し、階段の清掃を徹底する。 ○階段及び手摺りの清掃、昇降時の手摺りの使用、あわてて昇降しないこと等を鉱山労働者に教育した。						
【参考情報等】 ○階段は、安全で昇降しやすい構造（緩やかな勾配。広いステップ。手摺りの設置等。）にしましょう。また、階段のステップ、手摺り等は、清掃を心がけ常に安全な状態を保つとともに、階段を昇降する際には手摺りの使用を心がけましょう。 ○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・鉱山等に設置される施設に関する共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号） ＜労働安全衛生法令＞ ・通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項）						
【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 片岡 竹村 TEL：052-951-2561						



碎石が散逸したステップ

